

附属機関等の会議の公開に関する要領

1 目的

この要領は、市政に対する市民の理解と信頼を高めるため、附属機関等の会議の公開について必要な事項を定めることにより、その審議等の状況を市民に明らかにし、もって公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。

2 対象

この要領の対象は、すべての附属機関等（法律又は条例により設置される附属機関，規則・要領により設置される懇談会をいう。以下同じ。）の会議について適用する。

3 附属機関等の会議の公開基準

附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。
- (2) 当該会議において、宇都宮市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

4 公開・非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開又は非公開は、前記3に定める附属機関等の会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議等において決定するものとする。
- (2) 附属機関等は、全部又は一部の会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 市長は、附属機関等が会議を公開するかどうかについて、公開基準に沿って適切に対応することができるよう、必要な調整を行うものとする。

5 公開の方法

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。なお、傍聴を認める者については、宇都宮市情報公開条例第5条に定める市に対し行政情報の公開を求めることができる者とする。
- (2) 附属機関等が会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議開催の周知

附属機関等の事務を担当する課，室，所等（以下「担当課等」という。）は、会議の開催に当たっては、公開・非公開にかかわらず、当該会議開催日の2週間前までに、次の事項を記載した

文書を本庁及び主要な出先機関並びに市のホームページに掲示するとともに、報道機関へ資料提供するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

ア 会議の名称

イ 開催日時

ウ 場所

エ 議題

オ 会議の公開又は非公開の別

カ 会議を非公開とする場合にあっては、その理由

キ 傍聴者の定員

ク 傍聴手続

ケ その他必要な事項

7 会議録の作成

附属機関等は、会議の公開・非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

8 会議録の閲覧

附属機関等は、公開した会議の議事録及び会議資料について、その写しを一般の閲覧に供するものとする。

9 会議公開の運用状況の公表

- (1) 担当課等は、会議の公開の運営状況について、年度終了後速やかに総務部総務課あて報告すること。
- (2) 総務部総務課は、前号の報告を取りまとめ、市民に公表する。

10 適用期日

この要領は、平成12年5月1日以降に開催される附属機関等の会議について適用する。

「(仮称) 宮っ子の誓い」制定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 子どもたちが自ら実践するための行動規範である「(仮称) 宮っ子の誓い」の制定に係る事項について、審議し、意見を聴取するため、「(仮称) 宮っ子の誓い」制定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 懇談会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、広く教育について見識を有する者の中から、教育長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、その所掌事務を遂行するための必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(起草委員会)

第6条 会長は、懇談会に「(仮称) 宮っ子の誓い」の起草をつかさどる起草委員会を置くことができる。

2 起草委員会の構成員は、会長が指名する。

(定足数)

第7条 懇談会を開くための定足数は、委員の過半数とする。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、宇都宮市教育委員会事務局教育企画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年8月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の懇談会は、教育委員会が招集する。

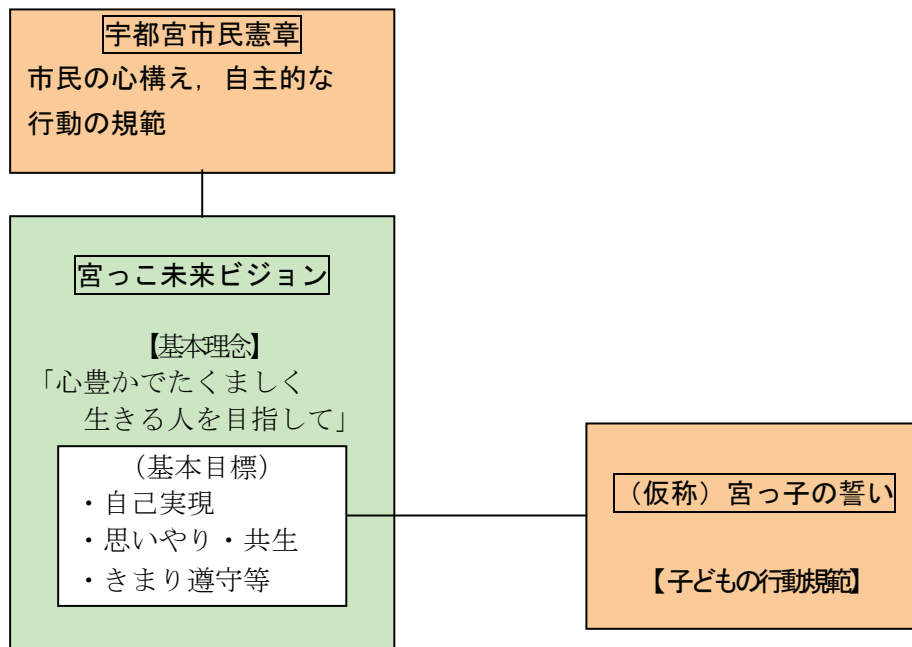
制定の趣旨及び主な検討内容等について

1 制定の趣旨

本市においては、市民と行政が共有する人づくりの指針となる「宮っこ未来ビジョン」を平成17年に策定したが、その実現のためには、特に人格の基礎が培われる幼児期から青年初期（18歳まで）において、生きる上での基本である「社会性」や「規範意識」を身につけることが重要であることから、日常生活の中で、子どもたち自らが実践できる行動規範となるとともに、学校や家庭、地域等が一体で子どもを育むための拠り所となる、「(仮称) 宮っ子の誓い」を制定するもの

2 位置づけ

「宮っこ未来ビジョン」の幼児期から青年初期までの人づくりの基本理念・目標を具現化するための行動規範



3 制定体制

(1) 庁外検討組織

「(仮称) 宮っ子の誓い」制定懇談会

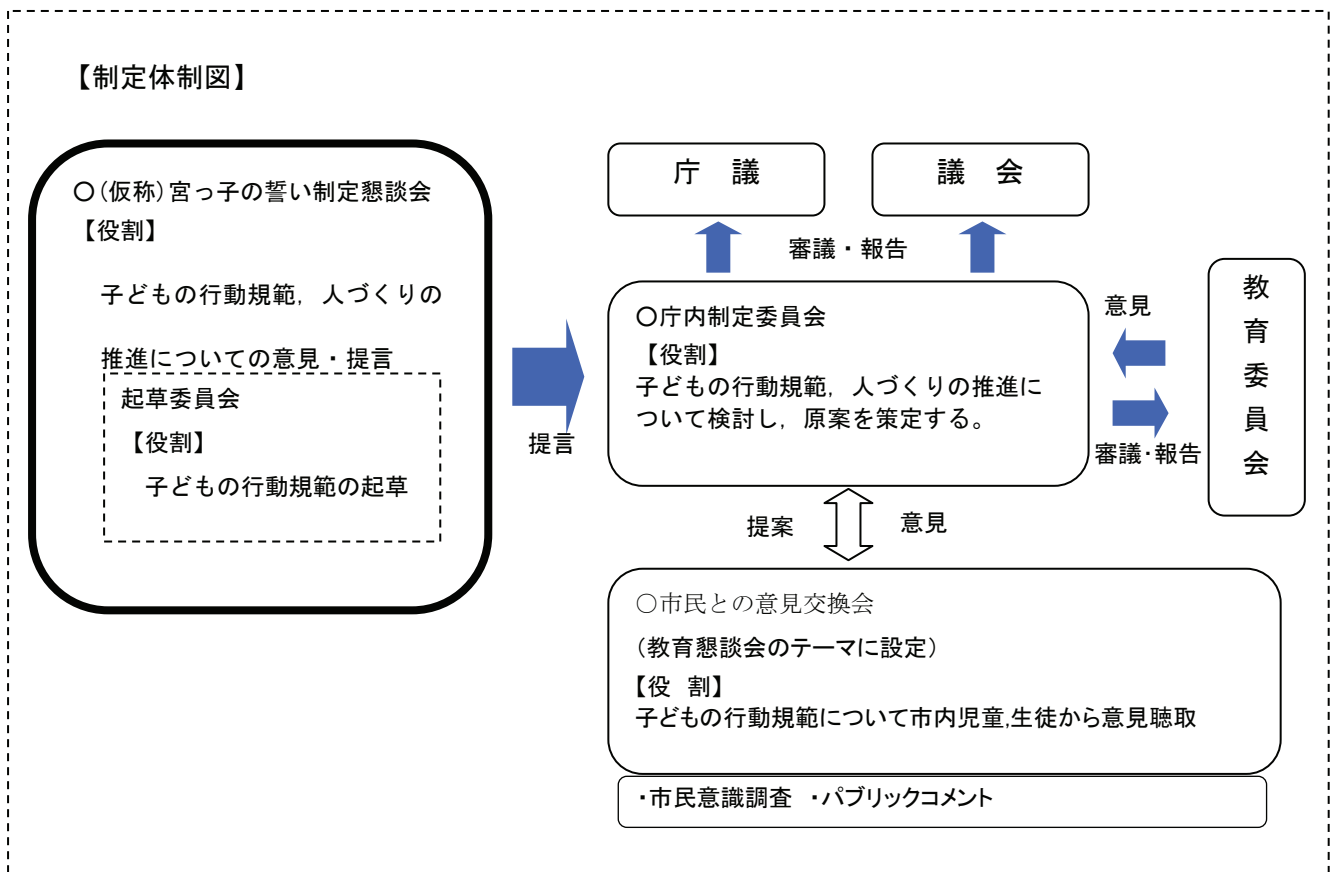
関係団体代表，教員代表，学識経験者，公募委員，議員で構成

(2) 庁内検討組織

「(仮称) 宮っ子の誓い」庁内制定委員会（関係各課）

(3) 市民の意見の反映方法

市民意識調査，パブリックコメント，教育懇談会（児童，生徒との意見交換会）を実施



4 主な検討内容

- (1) 名称
- (2) 形式
- (3) 盛り込むべきポイント
 - ・人が生きていく上で基本となる「社会性」や「規範意識」
 - ・日常生活の中で意識して行動できるものとし、市民が親しみを持てるもの
- (4) 「(仮称)宮っ子の誓い」の普及・活用の取組(例)
 - ・学校や生涯学習センター、商店街など市民活動や人が集う場所に掲示
 - ・人づくりに関する出前講座などの際に説明
 - ・青少年育成活動や自治会活動等でカードを配付
 - ・学校活動や自治会、育成会など様々な機会を捉えた普及・活用を図る。

5 スケジュール

平成19年	8月～	(仮称)宮っ子の誓い制定懇談会
	10月	教育懇談会(児童、生徒等との意見交換会)
	11月	制定懇談会提言、パブリックコメント
	12月	教育委員会、市議会
		制定
平成20年	1月～	普及・活用

(仮称)宮っ子の誓い制定懇談会のスケジュール

会議名	月日	内容		資料
第1回 懇談会	8月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・制定の趣旨 ・懇談会スケジュール ・制定の基本的考え方 	<p>【協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各委員からの現状と課題 ・行動規範盛り込む内容 ・起草委員の選出 	<ul style="list-style-type: none"> ・懇談会設置要綱 ・策定趣旨、策定体制 ・懇談会スケジュール ・制定の基本的考え方 ・他市町村の事例
第2回 懇談会	10月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)宮っ子の誓い策定方針 ※制定の観点 	<p>【協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)宮っ子の誓い内容検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・制定方針 ・制定の観点
① 起草委員会	10月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・懇談会での意見 ・(仮称)宮っ子の誓いの起草方針 	<p>【協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動規範に入れ込む内容 ・行動規範草案 	<ul style="list-style-type: none"> ・懇談会の意見等を踏まえた起草方針(案)
② 起草委員会	10月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)宮っ子の誓い(素案) 	<p>【協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)宮っ子の誓いの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)宮っ子の誓い(素案)
第3回 懇談会	11月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)宮っ子の誓い(案) 	<p>【協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)宮っ子の誓いの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)宮っ子の誓い(素案)

制定の基本的な考え方について

宇都宮市民としてのあるべき姿

◆今後の社会変化に対応し、各ライフステージに応じた ◆宇都宮市民の心構え・心のよりどころ 人づくりの指針

○宮っ子未来ビジョンにおける人づくり 別紙 1

- ・基本理念
「心豊かでたくましく生きる人を目指して」
- ・基本目標（抜粋）

◆自己実現
「目標の実現に向けて、自らの責任にお

◆思いやり・共生
「他者を思いやり、様々な人々と協力し

◆きまり遵守
「社会のきまりを守り、協力し合いなが

○宇都宮市の人づくりの取組 別紙 2

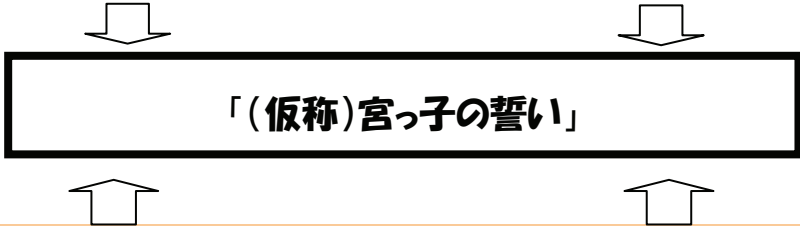
〈宇都宮市民憲章〉

市民の心構え，自主的な行動の規範として，市民の心のよりどころとなる市民憲章を制定

宇都宮市は、恵まれた自然と古い歴史に支えられ、二荒の森を中心に栄えてきたまちです。

このふるさとに誇りをもち、みんなの力で豊かな未来を築くため、市民の誓いを定めます。

- 1 健康で、心のふれあう明るいまちをつくります。
- 2 きまりを守り、活気あふれる楽しいまちをつくります。
- 3 学ぶことを大切にし、文化の薫る美しいまちをつくります



子どもの現状や保護者等の願い

◆子ども自身の自己評価と市民の意識

○子どもの現状と課題 別紙 3

〈学校教育制度に関する意識調査〉

- ◆ 身につけていないと考えている力
 - ・ ルール・マナーなど社会の中で生きる力
 - ・ 公共施設などを大切にする力
 - ・ 社会の人などと対話するなどして心を通わせる力
 - ・ 苦しいことなどがあっても我慢する力
 - ・ 整理整頓など基本的な生活習慣
- ◆ 身につけていると考えている力
 - ・ 家族を大切にすること
 - ・ あいさつする姿勢
 - ・ 命を大切にすること
 - ・ お年寄りや小さな子どもに対する思いやりの心

◆子どもに対する願い

○保護者や地域等の願い 別紙 4

〈地域教育力向上フォーラム〉

市内 21 地区において、保護者、学校関係者、地域各団体関係者（自治会、育成会）などが集まり、子どもたちの現況等の情報交換を実施

- ・ あいさつの大切さ
- ・ 実体験を通じ、社会性や思いやりの心を育成
- ・ 基本的な生活習慣
- ・ 責任感・正義感の育成
- ・ がまん忍耐の大切さ

○宮っこ未来ビジョンにおける人づくり — (乳幼児期～青年初期) 抜粋 —

○特に人格の基礎が培われる幼児期から青年初期において、生きる上での基本である「社会性」や「規範意識」を身に付けることが重要であり、ビジョンにおいては、「自己実現」「思いやり・共生」「きまり遵守」が関連の深い項目である。

基本目標	特に、身に付けたい力	行動目標		
		幼児期 (0～5歳)	少年期 (6～15歳)	青年初期 (16～18歳)
○自己実現 どのような社会であっても、目標実現に向けて、確固たる意志をもちながら、自己の責任において、粘り強く自己実現に取り組むことを目指す。	・意志力 ・忍耐力 ・粘り強さ ・職業観、勤労観 ・金銭管理能力	○「人」「モノ」に積極的にかわり、いろいろな「ためし」をします。 ○ごっこ遊びや買い物の経験を通して、お金の役割を知ります。	○学校の社会体験活動や親の働く姿などにより、「自分はこうなりたい」という夢と希望を膨らませ、働く意義を理解します。 ○労働の対価としてのお金の意義を理解し、金銭に関する社会の仕組みを学びます。	○自分が正しいと信じていることを進んで表現・実践し、結果に対しては、改善策を考えます。 ○職業生活の充実のために、様々な教育制度を積極的に活用します。
○課題解決 激変する社会で、常に学び続ける姿勢をもつとともに、必要な情報を活用しながら創造的に問題解決することを目指す。	・基礎学力 ・問題解決能力 ・想像力 ・表現力 ・語学力 ・情報技術力	○よく笑い、よく泣き、十分に自分の感情を表現します。 ○遊びながら様々な表現方法を身に付けます。 ○進んで本に親しむようになります。	○自分の考えをよく話し、相手の意見との違いに気づき、互いにより良い解決方法を発見します。 ○正しい日本語を身に付けるとともに、外国語の習得に心がけます。	○将来のイメージを設定し、「仕事をする」と「生きること」を対比させながら、課題を見つけ出し、その解決に向けて創造的に取り組みます。 ○国際交流に活用できる語学力や様々な表現力を身に付けます。
○技術・文化の伝承、科学の理解 先人の知恵や技術を結集し形あるものを創り出す取組である「ものづくり」を通して、つくる喜びを感じ、技術・文化の伝承をし、科学を理解することを目指す。	・新しいものを創り出す態度 ・思考力 ・喜んでものづくりに取り組む態度	○ものづくり体験教室などで、試行錯誤しながら、ものづくりに取り組みます。	○原理や仕組みを考え、創意工夫しながら、ものづくりに取り組みます。	○多様な原理や仕組みを取り入れ、独創的なものづくりに取り組みます。
○思いやり、共生 人と共に生きるためには、自他をかけがえのない存在として認め、互いに思いやることが大切であり、その基礎となる共生の精神や生命尊重の精神などを身に付けることを目指す。	・あいさつ ・コミュニケーション能力 ・人間関係形成力 ・思いやり、共生の精神 ・倫理観・死生観	○遊びの中で、友達と触れ合い、けんかをしたり仲直りをしたりしながら、より良い友達関係をつくります。 ○自然の厳しさや素晴らしさ、生き物の生死にふれ、感動や命を大切にする気持ちをもちます。	○自然や社会の人々と触れ合いながら、自然の偉大さ、人の温かさを知り、集団の一員としての自覚と責任を持ちます。 ○乳幼児や高齢者などとの触れ合いを通して、命に限りがあることを自覚し、自己のより良い生き方を考えます。	○国を超えた人々との交流などにより、「異なること」を受容し、共に生きようとしています。
○文化創造 自国の文化を理解し、異文化を受け入れ、それぞれの文化を生かしながら新しい文化を創造することを目指す。	・自国文化理解 (伝統、習慣、礼儀作法) ・異文化理解 ・新しい文化の創造	○地域の自然に触れたり、祭りなどの伝統行事に進んで参加したりするようにします。 ○外国の友達と仲良くします。	○進んで、郷土の歴史、伝統文化、芸術に触れるようにします。 ○外国人との交流を通して、異文化への関心と理解をもつようにします。	○様々な文化・芸術を学び、異文化交流を実践します。
○きまり遵守 社会生活する上で、法律、地域社会のルールなどのきまりを守ることや社会人としての義務を果たすことは最低限の条件や基本であることから、それらの一層の充実を目指す。	・法令遵守 ・公共心 ・社会のルール遵守 ・基本的な生活習慣の定着 ・権利や義務の理解 ・社会の一員としての自覚	○「起床」「食事」「睡眠」などの基本的な生活習慣を身に付けます。 ○家庭や幼稚園・保育所のきまりを守ります。 ○交通規則など社会のきまりを守ります。	○学校や地域のルールを守り、他人に迷惑をかけないようにします。 ○社会の一員としての権利や義務を正しく理解します。	○県や国など地域よりさらに大きな「社会」を考え、身近な「モラル」から実践します。 ○道路交通法や刑法などの法令を遵守します。 ○社会の一員としての義務を果たします。
○健康体力 スポーツやレクリエーションに親しむとともに、「食」などを通じた自己管理能力を高めることを目指す。	・スポーツに親しむ態度 ・体力の保持 ・食の自己管理能力	○友達と、外で元気に遊びます。 ○好き嫌いなく、規則正しい食事をします。	○ルールを守り、仲間との関係を深めながら、進んでスポーツに取り組みます。 ○自己の健康などに配慮した食事をします。	○スポーツやレクリエーションに積極的に取り組み、体力向上に心がけます。 ○規則正しい生活と自己管理の姿勢を身に付けます。

○ 宇都宮市の人づくりの取組

〈宇都宮市民憲章について〉

1 目的

住みよいまちづくりのためには、市民の自主的、積極的な参加、協力が不可欠である。

このため、市民の心構え、自主的な行動の規範として、郷土愛、市民道徳、生活規範等について、市民の心よりどころとなる市民憲章を制定し、市民のわがまち意識の高揚を図り、もって市民自治の理念に基づく市民主体の住みよいまちづくりを一層推進するため制定したものである。

宇都宮市民憲章は、本市の歴史や特性を踏まえ、すべての市民が守るべき行動規範を簡潔に3項目にまとめたものであり、その内容は、普遍的な市民モラルとして現在もなお重視すべきものとなっている。(昭和55年4月制定)

宇都宮市民憲章

宇都宮市は、恵まれた自然と古い歴史に支えられ、

二荒の森を中心に栄えてきたまちです。

このふるさとに誇りをもち、みんなの力で豊かな未来を築くため、

市民の誓いを定めます。

- 1 健康で、心のふれあう明るいまちをつくります。
- 2 きまりを守り、活気あふれる楽しいまちをつくります。
- 3 学ぶことを大切にし、文化の薫る美しいまちをつくります。

2 宇都宮市民憲章に係る現在の取組

様々な団体により構成されている宇都宮市民憲章推進協議会により、市民憲章の普及啓発及び実践活動の推進が行われている。

(1) 明るく楽しく美しいまちづくり表彰

市民の自主的・自発的なまちづくりを謳った「宇都宮市民憲章」の趣旨に沿い、市民に身近で、波及効果が期待できる献身的な活動者を顕彰することで、市民憲章の理念の普及啓発及び活動の拡大を図り、さらには市民主体のまちづくりの促進に寄与することを目的とした表彰。

(2) 市民憲章啓発提唱事業

◆ 明るいまちづくり推進事業

- 健康で、心のふれあう明るいまちをつくるため、『歩くことによる健康づくり』を啓発し、その普及を図る。
 - ① 「宇都宮歩け歩け大会」への支援
 - ・ 参加者（完歩者）への記念品贈呈
 - ② 歩き方及び歩くことによる健康づくりへの効果などを啓発するパンフレットの作成および配布

◆ 楽しいまちづくり推進事業

- きまりを守り、活気あふれる楽しいまちをつくるため、『マナーのよいまちづくり』を提唱し、啓発用の看板、チラシ、ステッカー等を作成・配布し、普及啓発を図る。
 - ① フォーク並びの励行
 - ② ポイ捨てのないきれいなまちづくりの推進
 - ③ あいさつの励行
 - ④ 障害者・高齢者・子どもにやさしいまちづくりの推進
 - ⑤ 交通マナー及び公共交通機関の乗車マナーの向上
 - ⑥ 「家庭の日」の推進

◆ 美しいまちづくり推進事業

- 美しいまちをつくるため、『全市一斉清掃の実施』を提唱し、その普及啓発を図る。
 - 【全市一斉清掃の提唱及び推進】
- 花いっぱい運動の推進
 - 緑化推進の啓発物を作成し、構成団体やイベント等の来場者に配布する。

○ 子どもの現状と課題

〈学校教育制度に関する意識調査結果〉

【調査の概要】

- ・ 調査時期 平成 19 年 6 月～7 月
- ・ 対象 市内全域, 11～69 歳までの市民 約 6,000 名
- ・ 抽出方法 住民基本台帳による年齢区分別無作為抽出 (一般市民) 回収 1,800 名(40.9%)
学校の地区別無作為抽出 (小学 6 年生, 中学 3 年生) 回収 1,621 名(100%)

・ 質問項目: 「本市の子どもにはどのようなことが身についていると考えるか」

※上位 5 項目

◆ 身につけていないと考える力

○大人の視点

- 1 苦しいことなどがあってもがまんする力
- 2 ルール・マナーなど社会の中で生きる力
- 3 社会の人などと対話するなどして
心を通わせる力
- 4 公共施設などを大切にする心
- 5 整理整頓など基本的な生活習慣

○子どもの視点

- 1 整理整頓など基本的な生活習慣
- 2 社会の人などと対話するなどして
心を通わせる力
- 3 公共施設などを大切にする心
- 4 苦しいことなどがあってもがまんする力
- 5 ルール・マナーなど社会の中で生きる力

◆ 身につけていると考える力

○大人の視点

- 1 家族を大切にする力
- 2 あいさつする姿勢
- 3 命を大切にする心
- 4 お年寄りや小さな子どもに対する
思いやりの心
- 5 善いことと悪いことを判断する力

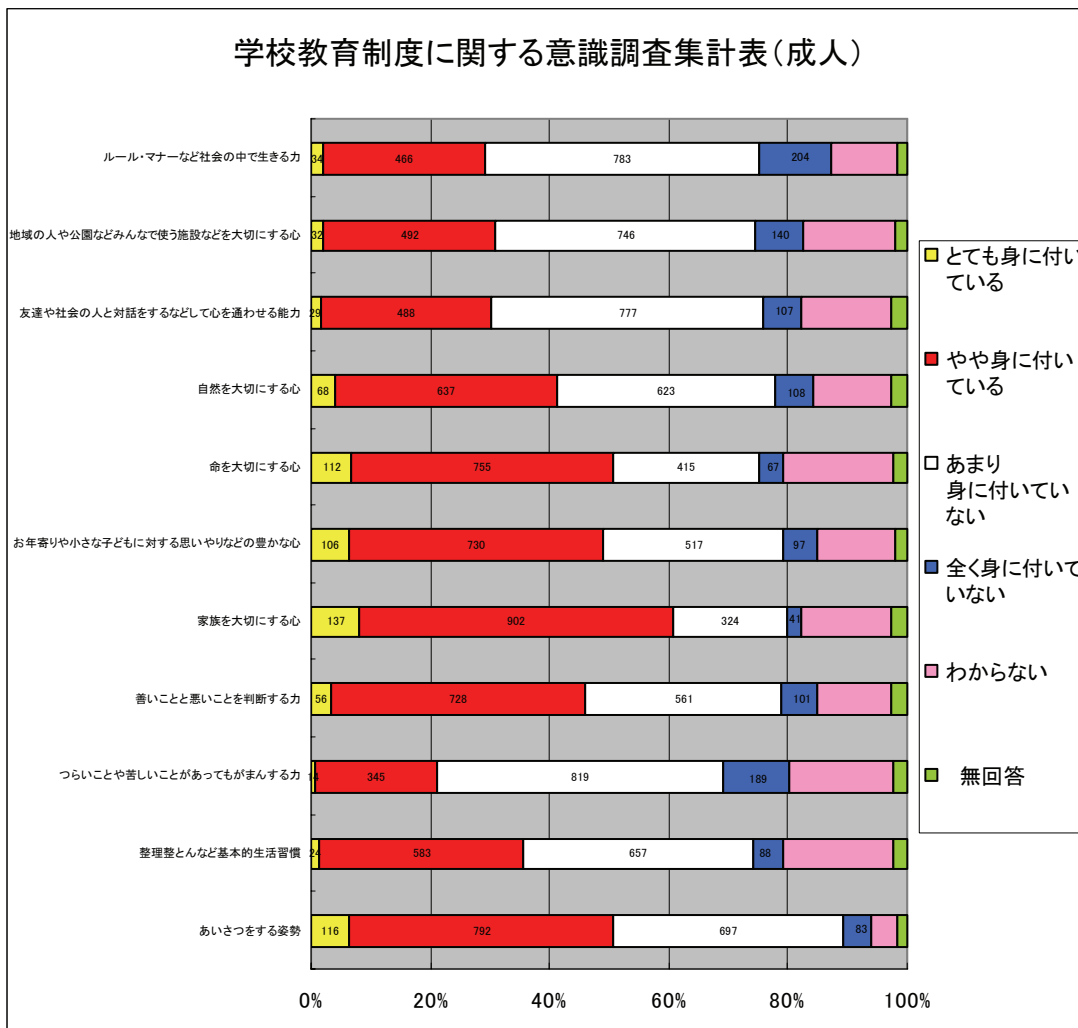
○子どもの視点

- 1 命を大切にする心
- 2 家族を大切にする力
- 3 あいさつする姿勢
- 4 お年寄りや小さな子どもに対する
思いやりの心
- 5 自然を大切にする心

宇都宮市 学校教育制度等に関する意識調査集計表(成人)

子どもの現状と課題

	とても身に付いている	やや身に付いている	あまり身に付いていない	全く身に付いていない	わからない	無回答
あいさつをする姿勢	116	792	697	83	80	28
整理整頓など基本的な生活習慣	24	583	657	88	314	40
つらいことや苦しいことがあってもがまんする力	14	345	819	189	295	41
善いことと悪いことを判断する力	56	728	561	101	216	44
家族を大切にすること	137	902	324	41	254	48
お年寄りや小さな子どもに対する思いやりなどの豊かな心	106	730	517	97	220	36
命を大切にすること	112	755	415	67	317	40
自然を大切にすること	68	637	623	108	226	44
友達や社会の人と対話をするなどして心を通わせる能力	29	488	777	107	258	47
地域の人や公園などみんなで使う施設などを大切にすること	32	492	746	140	259	37
ルール・マナーなど社会の中で生きる力	34	466	783	204	188	31

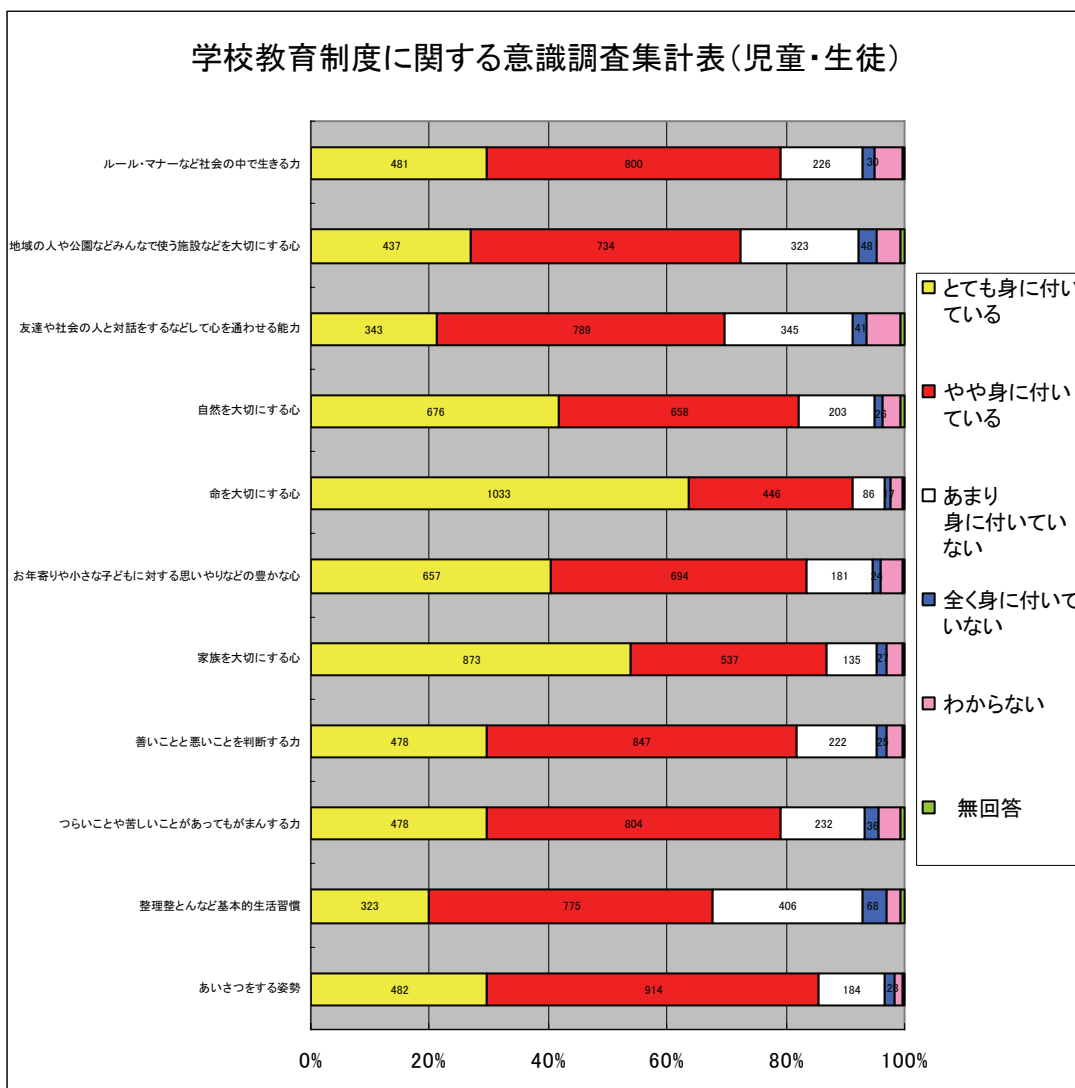


宇都宮市 学校教育制度等に関する意識調査集計表(児童・生徒)

子どもの現状と課題

	とても身に付いている	やや身に付いている	あまり身に付いていない	全く身に付いていない	わからない	無回答
あいさつをする姿勢	482	914	184	23	23	7
整理整頓など基本的な生活習慣	323	775	406	68	38	11
つらいことや苦しいことがあってもがまんする力	478	804	232	36	59	12
善いことと悪いことを判断する力	478	847	222	25	41	8
家族を大切にすること	873	537	135	27	42	7
お年寄りや小さな子どもに対する思いやりなどの豊かな心	657	694	181	24	59	6
命を大切にすること	1033	446	86	17	33	6
自然を大切にすること	676	658	203	26	48	10
友達や社会の人と対話をするなどして心を通わせる能力	343	789	345	41	91	12
地域の人や公園などみんなで使う施設などを大切にすること	437	734	323	48	69	10
ルール・マナーなど社会の中で生きる力	481	800	226	30	78	6

学校教育制度に関する意識調査集計表(児童・生徒)



○保護者や地域等の願い

〈地域教育力向上フォーラム〉 ～各地区からのメッセージ～

【地域教育力向上フォーラムの概要】

- ・ 期間 平成 18 年 6 月～10 月
- ・ 対象 市内 21 地区（全中学校区で実施）
- ・ 参加者 保護者，学校関係者，地域各団体代表者（自治会，育成会等）
- ・ 内容 子どもたちの現況等の情報交換，グループ協議 など

◎ あいさつの定着

メッセージ	地区名
みんなで自らあいさつをしよう	雀宮地区
あいさつをして国本みんなが，ゆかいな仲間になろう	国本地区
家庭でも地域でもあいさつと会話を増やしてテレビの時間を減らそう	鬼怒地区
子どもたちに，大人から，大きな声であいさつをしよう	旭地区
大人がすすんで声をかける，あいさつをする	姿川地区
あいさつをしよう	陽南地区

◎ 実体験を通じた社会性や思いやりの心の育成

メッセージ	地区名
大人が子どもたちにいろいろな体験を与える場をつくろう「集団で」	横川地区
子どもにいろいろな活動や体験をさせよう	豊郷地区
集団での活動を積極的にさせる	一条地区
地域行事に積極的に参加し，大人も子どもも汗を流す	若松原地区
各家庭でまずはいろいろな体験活動をしてみよう。「いろいろな学びがある」	泉が丘地区
地域の行事に大人も子どもも参加する，そして楽しむ！「顔見知りを増やす」	陽東地区
子どもにいろいろな体験の場を与えよう	瑞穂野地区
親子の会話とスキンシップ	宝木地区
地域の大人みんなで子どもに声をかけよう	城山地区
大人がもう少し子どもにかかわってほしい「会話，遊び，生活」	陽西地区
大人がお手本を見せる「我慢，ものの大切さ，挨拶，仲良く，命のたいせつさ」	清原地区
大人が子どもと話をしよう	豊郷地区
大人と子どもが一緒になって遊べる機会をつくろう	国本地区
大人が子どもの手本になろう	陽北地区
大人から進んで声をかける	瑞穂野地区
声かけて 地域のつながり つよめよう	国本地区

◎ 基本的生活習慣の定着

メッセージ	地区名
家族みんなで家事分担して早寝早起きに努めよう 「生活のリズム・朝食をとって元気！」	泉が丘地区
大人も子どもも言葉の美しさを見直していこう	鬼怒地区

◎ 責任感・正義感の育成

メッセージ	地区名
みんなで「ほめる」ことを大切にしよう「役割を与えて」	陽南地区
各家庭で一つ手伝いをさせよう	陽南地区
親の力、親父の力をもって見せていこう「ダメッということ、善悪をハッキリ教える」	晃陽地区
大人が正しいこと、いけないことをはっきり言おう「ほめる・叱る」	姿川地区
子どものよいところをほめていこう	雀宮地区

◎ 忍耐の向上

メッセージ	地区名
大人ががまんすることの手本を見せる	一条地区

他市の子ども憲章制定例

NO	区分	対象	自治体名	名称	内容	制定経過	活用方法
1	子どもを育むための大人の宣言 (大人が)～します。	市民 保護者	岡谷市	おかや子育て憲章 (H14.4)	<p>(前文省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明るく元気で健やかな子どもに育てます ・命を大切に、感謝の心と思いやりのある子どもに育てます ・自ら求め、粘り強くやり抜く子どもに育てます ・行動に責任を持ち、ひとり立ちのできる子どもに育てます ・力を合わせて人のために尽くし、郷土を愛する子どもに育てます 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育委員に諮問。 ・社会教育委員の意見を踏まえ、事務局で原案作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット、ポスター配付(学校等) ・会議の前に唱和(教委内)
2	(大人が)～します。	市民	京都市	子どもを共に育む京都市民憲章 (H19.2)	<p>(前文省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの命と成長を最優先させるため、大人がすべきことを定めた憲章を制定したもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・人づくり21世紀委員会が制定を提言 ・提言に基づき懇話会設置 ・市内関係部による制定推進プロジェクトチームを設置(原案作成) ・意見交流会などを行い制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット、ポスター配付(学校・企業等) ・各団体での活動の中で憲章を活用(カード配付) ・憲章推進会議設置
3	子どもをこう育てほしい ・大人もこういう人になろうという思いを込められたもの	青少年 市民	会津若松市	あいづっこ宣言 (H14.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・人をいたわります ・ありがとうございますを言います ・がんばります ・単独なふるまいをしません ・金縛りを踏(ほこ)り、年上を敬(うやま)います ・夢に向かってがんばります <p>やっつけばならぬ やらねばならぬ ならぬことばならぬものです</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の心を育てる市民行動プラン策定会議(有識者)からの提言を受けた宣言 ・生涯学習課が事務局となり宣言策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいづっこ宣言表彰 ・たて看板の設置 ・家庭教育講座 ・あいざつ運動等と関連させた活用
4	子ども自身による宣言 (子どもが)～します	児童生徒 (小1～中3)	福島県	ふくしま子ども憲章 (H16.9)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの規範意識向上などを目的とし、子ども自身による子どもための宣言を制定したもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから憲章を募集し、それを30程度に絞り込み、投票してもらい制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進リーダー(児童生徒)を任命し普及啓発 ・パンフレット作成
5	子ども自身による宣言 (子どもが)～します	児童生徒 (小中学生)	藤岡市	藤岡市子ども憲章 (H16.12)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども自身が「すきな藤岡市」を目標として子ども憲章を制定したもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・市政50周年などがきっかけとなり、議会等の要望により策定 ・小中学校代表者により検討委員会設置 ・子ども議会において制定 ・議会において制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット等作成し啓発
6	子どもを育むための大人の宣言 (大人が)～します	児童生徒 (小5～中3)	八潮市	八潮市子ども憲章 (H14.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・21世紀に生きる子ども達が、健やかに成長していくための指針として制定したもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・小5～中3までアンケート調査を実施 ・子ども達の代表と話し合いを実施 ・子ども議会で承認 	<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット等作成し啓発